

令和5年度 対馬市農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月29日(火) 午後1時30分から午後2時18分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 第1会議室

3. 出席委員

・農業委員 (13人)

1番 永留正司	2番 宮原安典	3番 小宮正至
4番 波田裕一郎	5番 杉原要	6番 春日亀優
7番 桐谷輝美	9番 太田深雪	10番 永尾佐登志
11番 戸田耕助	12番 松村英二	13番 春日亀智恵子
14番 岡村高史		

・農地利用最適化推進委員 (1人)

西山義典

4. 欠席委員 (2人)

8番 阿比留なみ恵

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法に関する基本構想の変更に係る意見決定について

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長

主 藤 公 康

農業委員会事務局局長補佐

小茂田 聡

農林水産部農林しいたけ課係長

洲 河 直 樹

上対馬振興部地域振興課主事

縫 田 雄 人

7. 会議の概要

議 長

おはようございます。

ただ今より、令和5年度対馬市農業委員会第4回総会を開会いたします。

報告します。阿比留なみ恵委員から欠席の届出がっております。

現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は13名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。

なお、農地利用最適化推進委員の出席者は1名です。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

日程第1、議事録署名委員の指名について、私から指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、春日亀智恵子委員及び、永尾佐登志委員を指名します。

日程第2、会期についてお諮りします。

本総会の会期は、配布しております日程のとおり、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日1日といたします。

日程第3、会議書記の指名を行います。

本日の会議書記に、委員会事務局長及び局長補佐を指名します。

日程第4、議案第10号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。今回の申請は3件です。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の1ページをお願いします。

議案第10号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇市〇〇区の〇〇さん所有の〇〇町〇〇の畑1筆、146平米を〇〇町〇〇の〇〇さんへ贈与により所有権を移転するものであります。なお、経営面積は0平米でございます。

番号2は、〇〇町〇〇の〇〇さん所有の同地区の畑2筆、合計面積31.35平米を同地区の〇〇さんへ売買により所有権を移転するものであります。なお、経営面積は0平米でございます。

議案書の2ページをお願いします。

番号3は、〇〇町〇〇の〇〇さん所有の〇〇町〇〇の田1筆、2,342平米を同地区の〇〇さんへ贈与により所有権を移転するものであります。なお、経営面積は0平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、番号1について、地元委員の補足説明を求めます。

(18番西山義典推進委員挙手) 18番

18番 西山義典推進委員

番号1についてご説明いたします。8月21日に、譲受人の〇〇さんと、〇〇の〇〇さんと私とで現地を確認しました。

今回の申請は、譲渡人の〇〇氏から譲受人の〇〇氏へ贈与により所有権を移転するものです。申請地は、〇〇町〇〇にある約150平米の畑で、現在耕作中です。

譲渡人の〇〇氏は、現在、〇〇市在住であり、今後の農地の保全、管理が困難となったことから、市政氏にこれを贈与するため、今回申請があったものです。

〇〇氏は農業に意欲的であり、今後の農地管理は適切になされると思われまので、今回の申請は何ら問題ありません。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

次に、番号2について、補足説明を求めます。

(6番春日亀優委員挙手) 6番

6番 春日亀優委員

番号2につきましては、8月22日に譲り受け人の〇〇氏と譲り渡し人の〇〇氏と〇〇の〇〇と〇〇の〇〇とわたしとで現地を確認しました。今回の申請は、譲り渡し人の〇〇氏から譲り受け人の〇〇氏へ売買により所有権を移転するものです。申請地は、現在、耕作はされておりませんが、所有権移転後は譲り受け人がトマトやピーマン、サツマイモなどの耕作を行うとのことです。今後、農地の保全、管理は適切になされると思われまので、今回の申請に問題はないと判断いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長

次に、番号3について、補足説明を求めます。

(3番小宮正至委員挙手) 3番

3番 小宮正至委員

番号3につきましては、8月17日に譲り受け人が経営する〇〇の〇〇である、〇〇氏と〇〇の〇〇とわたしとで現地を確認しました。今回の申請は、譲り渡し人の〇〇氏から譲り受け人の〇〇氏へ売買により所有権を移転するものです。申請地は、現在、米を耕作されており、所有権移転後も譲り受け人が家畜飼料米の耕作を行うとのことです。今後、農地の保全、管理は適切になされると思われまので、今回の申請に問題はないと判断いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長

地元委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。
番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
全員賛成です。
番号1は、原案のとおり許可することに決定しました。
次に、番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
全員賛成です。
番号2は、原案のとおり許可することに決定しました。
次に、番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
全員賛成です。
番号3は、原案のとおり許可することに決定しました。
次に、議案第11号「農業経営基盤強化促進法に関する基本構想の変更に係る意見決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。（事務局長挙手）事務局長

事務局長

議案書の3ページをお願いします。
議案第11号、「農業経営基盤強化促進法に関する基本構想の変更に係る意見決定について」でございます。
提案理由といたしましては、「農業経営基盤強化促進基本構想」は、農業経営基盤強化法に基づき都道府県が策定する農業経営基盤強化促進基本方針に即して、市町村が独自に定めるもので、長崎県の基本方針の変更に伴い市の基本構想を変更する必要があるため、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により対馬市長から意見を求められているため、提案するものでございます。
資料といたしまして、対馬市長からの依頼文書及び、対馬市の基本構想の新旧対照表を添付しております。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、農林しいたけ課の説明を求めます。
(農林しいたけ課 洲河係長挙手) 洲河係長

農林しいたけ課 洲河係長

議案第11号についてご説明をいたします。別添新旧対照表をご覧ください。現行と今回改正する基本構想の新旧対照表になります。
今回の変更につきましては、直接皆様には影響等はないものと考えられますが、長崎県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が本年度変更されたことに伴い、基本構想を変更するものであります。
前回、令和3年度、令和4年2月に策定しました現行の基本構想と今回改正する基本構想での新旧対照表になりますが、大きな変更点といたしましては2つの記載項目の追加でありまして、1つ目が農業を担うものの確保育成、2つ目が農用地の効率的かつ総合的な利用、地域計画についての記載の2項目を県の基本方

針に倣いまして、追加したことが主な変更点で、営農種類ごとの各数値についての変更はございません。なお、基本構想を変更するにあたっては県の基本方針に沿って、県の担当部局と協議の上、対馬市の農業振興にも合った構想となるように変更をしております。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

農林しいたけ課の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(5番杉原要委員挙手) 5番

5番 杉原要委員

お尋ねなんですけども、3ページになりますけども、3ページの左側、括弧2番のAのところ、対馬市の新規就農者の数字が令和2年までありますけども、お手元に資料が無いかもしれませんけども、その後、3年4年と新規就農者は出てるのか、出て無いか、そこらあたりがですねちょっと、数字的には少ないですけども、漁業とかはよくテレビとかです、新規に参入されたと言うか、移住者あたりも出てきて、ケーブルテレビとかでも見るんですけども、なかなかこの営農の方について私が興味が無いので見ないのかどうか知りませんが、そういう数値があれば、今回分からなければ次回にでも教えてもらえたら助かります。

それと、この取り組みの中でですね、農業委員会とか農業委員とかいう文言がですね、見受けられるんですね。今、洲河係長の方から、農業委員が直接かかわることではないけども、言うことでしたが、ここに、意見書を提出して下さいということでも来とるわけですので、その意見書ですね、私達の農業委員会としての回答の内容、それがどのようなものになるのか、例えば、意見がありませんと言ったらおかしくなると思うんですけども、簡単な回答で終わるのか、そこらへんがですね、前回もこういう事があつとるんでしょうから、そういった農業委員会としての回答内容の方法がですね、私達が知ってもいいようなものであれば、教えてもらえたらと思います。

以上です。

議 長

(農林しいたけ課 洲河係長挙手) 洲河係長

農林しいたけ課洲河係長

最初の新規就農者の数ですけれども、こちらの計画には載せておりませんが、令和3年度が3名、令和4年度が1名のみとなっております。以上です。

議 長

(4番波田裕一郎委員挙手) 4番

5番 波田裕一郎委員

数字は認定された農家ですか？どうやって把握しました？

議 長

(農林しいたけ課 洲河係長挙手) 洲河係長

農林しいたけ課洲河係長

青年給付金という制度がありまして、認定新規就農者の数を今申し上げたところですが、ただ、今後、3年から5年、営農していただいた後に、いずれは認定農業者の方へ、是非なっただけであればいいかなという方を今選んでおります。

議 長

(事務局長補佐挙手) 事務局長補佐

事務局長補佐

杉原委員の2問目の質問にお答えしたいと思います。農業委員会としての意見なんですけども、前は計画変更の通りで良いと言うかたちの意見を出させてもらってみたいですので、今からこの委員会で承認していただければ、農業委員会としてはこの通りでよろしいという意見を出させていただくと思います。以上です。

議 長

よろしいでしょうか。

5番 杉原要委員

はい。

議 長

他に質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

議案第12号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5、「その他」の事項ですが、何かございますか。

(5番杉原要委員挙手) 5番

5番 杉原要委員

全国農業新聞の中で、国からの報告があったと言うふうな事で、外国人が農地を取得した、これの件について云々とかいう記事があったんですね。4月から下限面積が撤廃されたので、もしかしたら対馬の場合も、ほとんど韓国の方になると思うんですが、そういった方が農地を取得する時に、下限面積が取っ払われたとしても、本当にその人が耕作を続ける気があるのかという所は、確認はすると思うんですけども、私達も農業委員としてですね、そういった相談があった時に、どうなるのかなというのが。ただ、下限面積撤廃で、私達だっていいんじ

やないですかと言われた時にですね、そういった確認はしていくんですけども、国の調査に、対馬としても回答が行ったものなのかどうかをちょっと知りたくて。

もう一つがですね、相続の問題です。来年か相続登記を3年以内にしなさいと言う事で、法律が変わるとい、確か来年だったと思うんですけども、現状、対馬でもですね、農地とか山林とかがたくさんあって、相続をすると言う事になれば、登録免許税というのがかかりますので、名義を変えればですね。だから、そこらへんの絡みもあって、やはり登記がなされていない所も多々あるのかなとは思っております。そういう時に、先程も申しましたように、農業委員として相談があった時にどういった立ち位置で相談を受ければいいのかというのがちょっとあってですね、くだらないような質問ではありますが、そこらあたりを私たちはどんなふうに対処して行けばいいのかというのを、相談があれば、事務局の方にも情報を上げて、これはどうでしょうかというふうな話はしていくんですけども、現実、最初に言った外国人への所有権移転、そこらあたりが、事例があったのかどうかというところを、あればですね教えてほしいし、相続の問題もですね、やっぱり、3年という期限が切れて10万円の過料ですよというような決まりがあるけどですね、今でも実際、相続登記はしなければいけないわけですから、その中でも過料というのは決まっているけど、期限も決めて無いので、いろいろ調べてみても、過料にされた人はいないというのはですね、皆無だろうというような情報ですけども、今後その、きちんと法律が改正された時に、私達も相続登記を進めて行かなければいけない立場になってくると思うんですね農業委員としても。法律がある以上は、それに則った相談を受けて協議をしていかなきゃいけないので、そこらへんの立ち位置をちょっと、勉強会をしなくちゃいけないのかなとかですね、私が勝手に情報仕入れて、言ってるだけですけども、やはり私たち農業委員としても、そこらへんですね見識も深めていかなければいけないし、ちょっと大変かなとか思ったりします。とりとめのない質問になってしまいましたけども。

議 長

今から休憩して皆さんで協議するという事でいいですか？

5番 杉原要委員

はい。いいです。

議 長

今から休憩して協議会にします。

(協議会)

議 長

再開します。

本日の日程を終了したいと思いますですがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

本日は提案されました議題を慎重にご審議いただき、ありがとうございました。閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年の残暑は厳しく、気象庁の3カ月予報によりますと、10月まで平年より高い気温になる見込みとのこと。

また、新型コロナにつきましても、依然として感染者が後を絶ちません。

熱中症予防と併せてコロナ予防にも努めていただき、健康に留意してお過ごし願いたいと思います。

以上をもちまして、対馬市農業委員会第4回総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。